

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理施設

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第6項で準用する第4条第1項に基づく届出書

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第6項で準用する第4条第1項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 日本原燃株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

二 届出に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条第2項
第9号に掲げる事項

別紙のとおり。

(抜粋)

別紙

第9号 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。

1 目的

再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。

3 定義

品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。

(1) 再処理施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。